

【令和7年度】

埼玉県警察女性職員の活躍推進及び

職員のための子育てサポート推進プログラムの推進状況（概要）



埼玉県警察では、

女性職員の活躍・すべての職員が力を最大限発揮 できる魅力ある職場づくりの実現

を推進するため、次の目標を掲げています。(R3.4.1～R8.3.31)

全警察官に占める 女性警察官の割合

令和5年4月1日までに**12%以上**とし、
その後は**12%以上**を維持する。

R6.4.1	R7.4.1	R8.4.1
12.4%	12.7%	13.2%

※R8から新算出方式

男性職員の 出産補助休暇等の 合計取得日数

配偶者の出産に伴う出産補助休暇(※1)
及び育児参加休暇(※2)の取得日数を、
5日以上とする。

R5年度	R6年度	R7年度
5.8日	5.8日	5.6日

※年度算出

男性職員の 育児休業取得率

男性職員の育児休業取得率を、令和7年
度末までに**50%以上**とする。

R5年度	R6年度	R7年度
65.9%	84.3%	91.1%

※年度算出

年次休暇の 平均取得日数

職員の年次休暇の平均取得日数を**12日
以上**とする。

R5年	R6年	R7年
11.4日	12.2日	12.3日

※年算出

※1:妻の出産にあたり、入退院・出産時の付添い、子の出生の届出等のために取得できる休暇
※2:妻の産前6週から子の1歳の誕生日の前日までに、出産に係る子又はその上の子（小学校就学前）の養育を行うために取得することができる休暇

*女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項及び次世代育成支援対策推進法第19条第5項に基づき公表しています。





【令和7年度】

埼玉県警察女性職員の活躍推進及び

職員のための子育てサポート推進プログラムの推進状況（概要）

取組施策の内容

1 女性職員の積極的な採用

- 埼玉県警察ホームページやSNSを通じ、女性職員が活躍できる警察業務について発信し、令和7年度中に女性警察官120人（採用に占める女性比率25.5%）、一般職員18人（採用に占める女性比率66.7%）を採用しました。

2 女性職員の積極的な登用及び計画的な育成

- 女性職員個々の能力及び適性に応じて、キャリア形成を勘案した人事配置を検討し、異動期ごとに配置状況を確認するなど、適材適所による登用を促進しました。
- 女性職員の計画的な育成のため、公安委員会委員長等を交えたキャリアサポート研修、育児休業復帰者に対する担当業務における実務能力の早期向上に資する指導教養方策についての検討会を開催しました。

3 職員が働きやすい職場環境づくりの推進

- 女性職員専用の仮眠室及びトイレを整備して、施設を充実させました。
- 在宅勤務や出張先等での利便性を向上させるために、整備した端末装置やアプリケーションの利用を促進しました。
- 各種資料により、職員の勤務実態を周知して、時間外勤務の抑制、年次休暇等の取得を促進しました。
- ハラスメントのない職場環境を構築するため、幹部職員を対象とした部外講師による研修を開催したほか、相談窓口の周知をするとともに、ハラスメント相談員の研修を行いました。

4 仕事と生活を両立しながら活躍できる環境づくり

- 育児休業からの復帰者に対し、通勤時間等に配慮して配置を検討するなど仕事と生活が両立しやすい環境の構築に向けた人事措置を行いました。
- 不妊治療の助成給付金など、各種制度に関する資料を内部機関紙等に掲載して、職員の理解を深めました。

5 男性職員の家事、育児等の参画促進

- 令和7年4月から、警察署で勤務する職員が育児休業を取得する場合、警察本部の各部門から育児休業支援要員を派遣して警察署を支援する制度に拡大し、引き続き育児休業を取得しやすい環境を整備しました。

6 その他（子育て等に関する地域貢献活動）

- 県警ホームページ上に少年健全育成に関する広報啓発資料を掲載するとともに、Xにおける情報発信、YouTubeによる動画配信により少年の規範意識の醸成を図るなど、非行防止を目的とした地域貢献活動に取り組みました。
- 小学4年生を中心に、自転車の安全講習・学科試験・技能試験を実施し、日常生活で安全に自転車を利用する知識と技能を習得した者に自転車運転免許証を交付するなど、交通安全意識の向上を図りました。

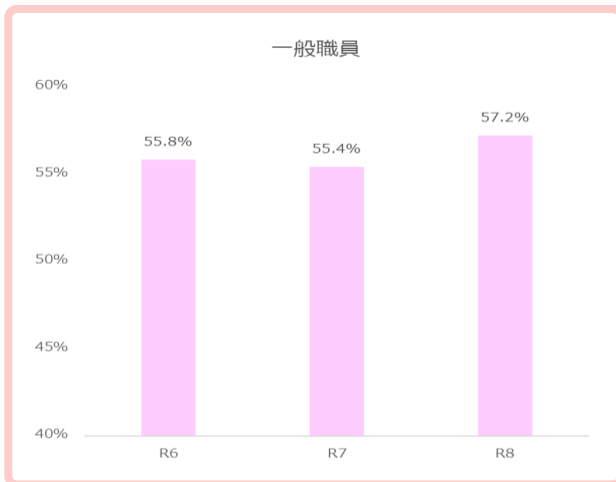
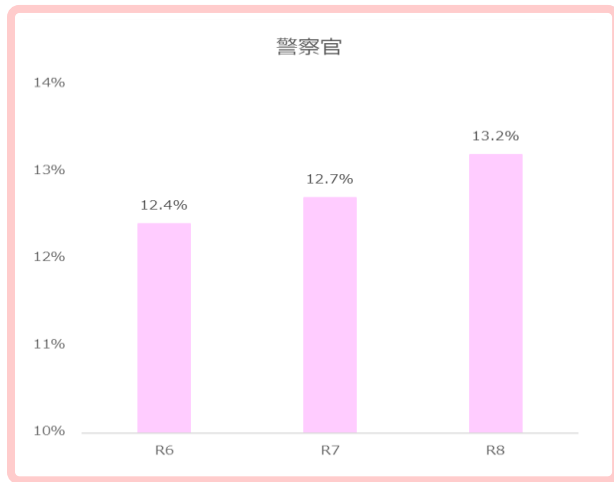


【令和7年度】

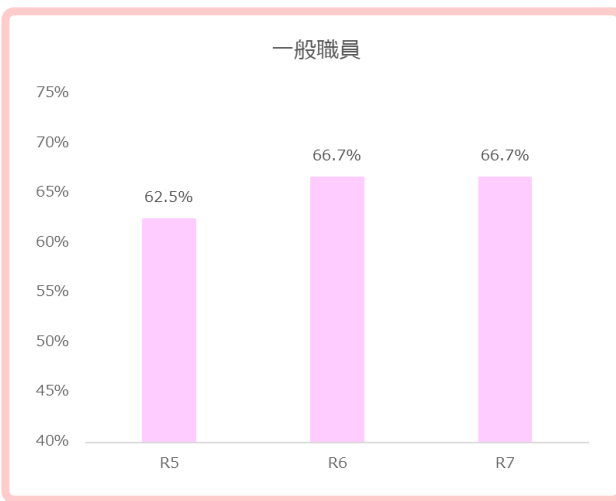
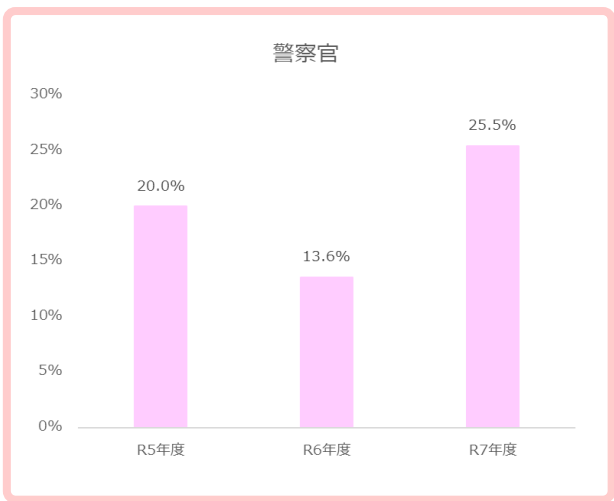
埼玉県警察女性職員の活躍推進及び

職員のための子育てサポート推進プログラムの推進状況（概要）

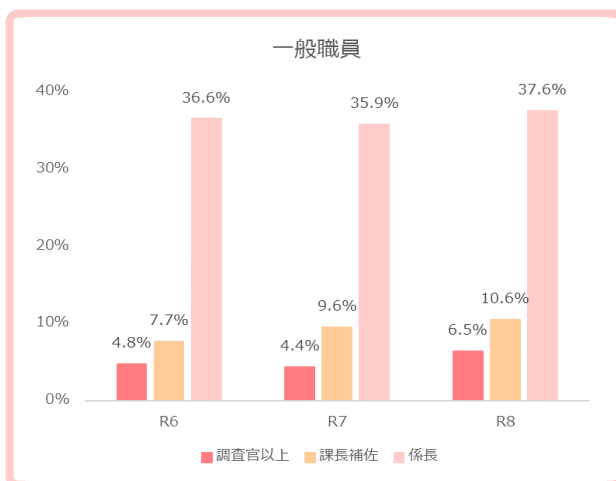
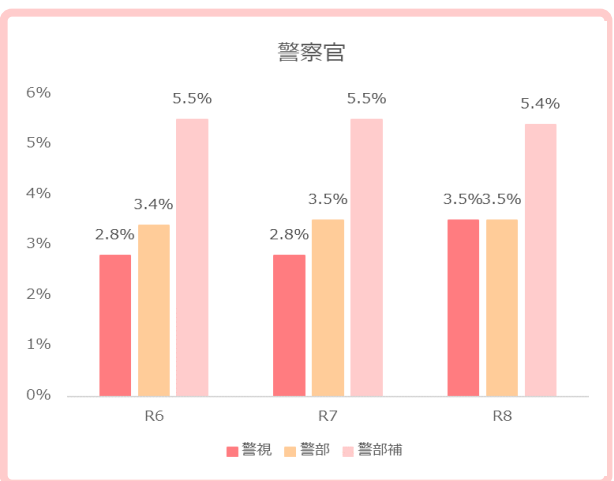
☑ 職員に占める女性職員の割合



☑ 採用した職員に占める女性職員の割合



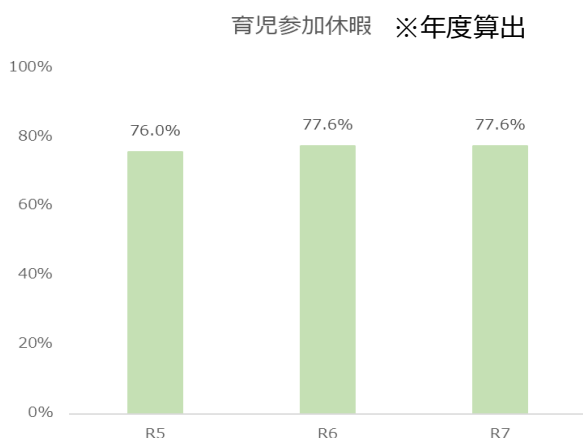
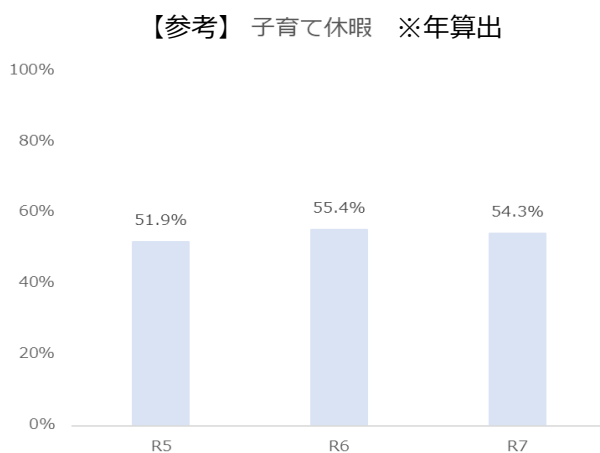
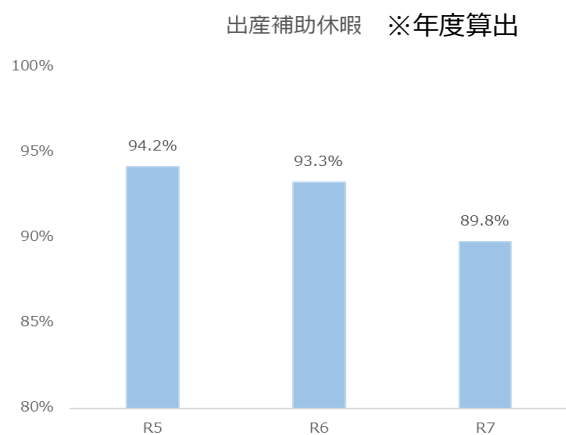
☑ 各役職段階に占める女性職員の割合



☑ 年次休暇の平均取得日数



☑ 男性職員の配偶者の出産を補助する休暇及び育児にかかわるための休暇の取得



※出産補助休暇

配偶者の出産にあたり、入退院・出産時の付添い、子の出生の届出等のため取得可能な休暇（3日間取得可能）

※育児参加休暇

配偶者の産前6週から子の1歳の誕生日の前日までに、出産に係る子又はその上の子（小学校就学前）の養育を行うために取得可能な休暇（5日間取得可能）

※子育て休暇

義務教育終了前の子を養育する者が、子の看護や学校行事への出席をする場合等に取得可能な休暇（1年のうち7日の範囲内（子が2人以上の場合は10日の範囲内）で取得可能）



【令和8年度】

女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：埼玉県警察

令和8年6月30日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.9%
全職員	79.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職（警視相当職）	94.8%
本庁課長相当職（警部相当職）	95.0%
本庁課長補佐相当職（警部補相当職）	89.0%
本庁係長相当職（巡查部長・巡查相当職）	85.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.7%
31～35年	87.1%
26～30年	82.4%
21～25年	81.1%
16～20年	79.3%
11～15年	81.2%
6～10年	89.5%
1～5年	94.1%

【説明欄】

- ① 公務員においては、条例に定める職種ごとの給料表や基準に従って給料及び各種手当が支給されており、男女で制度上の差異はないが、勤務実態により差異が生じている。
- ② 部分休業等の育児のための各種制度を利用する職員は、給料月額額の減額に加え、当直勤務や深夜勤務が免除されていることや、時間外勤務や休日出勤についても配慮されている。結果として、各種手当の支給にも男女の差異が生じている。
- ③ 扶養手当は、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、男性は約60%の職員、女性は約6%の職員が支給を受けており、差異が生じている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる令和7年度までの年度単位で算出している。



【令和8年度】

女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：埼玉県警察

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度 警察官	令和8年度 一般職員
管理的地位にある職員	3.5%	3.1%

【説明欄】

管理的地位にある職員とは、警視（相当職）、警部（相当職）のうち、管理職手当を支給されている職員を示す。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度 警察官	令和8年度 一般職員
本庁部局長・次長相当職（警視(相当職)）	3.5%	6.5%
本庁課長相当職（警部(相当職)）	3.6%	10.6%
本庁課長補佐相当職（警部補(相当職)）	5.4%	37.6%
本庁係長相当職(巡查部長・巡查(相当職)）	15.7%	71.2%
警部補（相当職）以上の割合	4.9%	26.8%

【説明欄】

令和8年4月1日現在の各役職段階にある職員のうち、女性職員の割合を算出している。



【令和8年度】

女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：埼玉県警察

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	91.1%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	- %
女性	100%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	- %	0%
1週間以上2週間未満	0.9%	0%	- %	0%
2週間以上1月以下	27.2%	0%	- %	0%
1月超3月以下	57.2%	0%	- %	0%
3月超6月以下	10.2%	0.9%	- %	0%
6月超9月以下	2.4%	5.2%	- %	0%
9月超12月以下	1.5%	11.3%	- %	100%
12月超24月以下	0.2%	20.9%	- %	- %
24月超	0.4%	61.7%	- %	- %

【説明欄】

- ① 育児休業の取得率は、対象年度に育児休業を取得した職員をその年に子が生まれた職員数で除したもの。
- ② 同一誕生日の子は、1人分として算出。
- ③ 対象職員がいる場合は「0」、対象職員がいない場合は「-」と表記。



【令和8年度】

女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：埼玉県警察

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和6年度	令和7年度
内部部局等（本部等）	17.4時間／月	20.1時間／月
内部部局等以外（警察署）	22.9時間／月	31.2時間／月

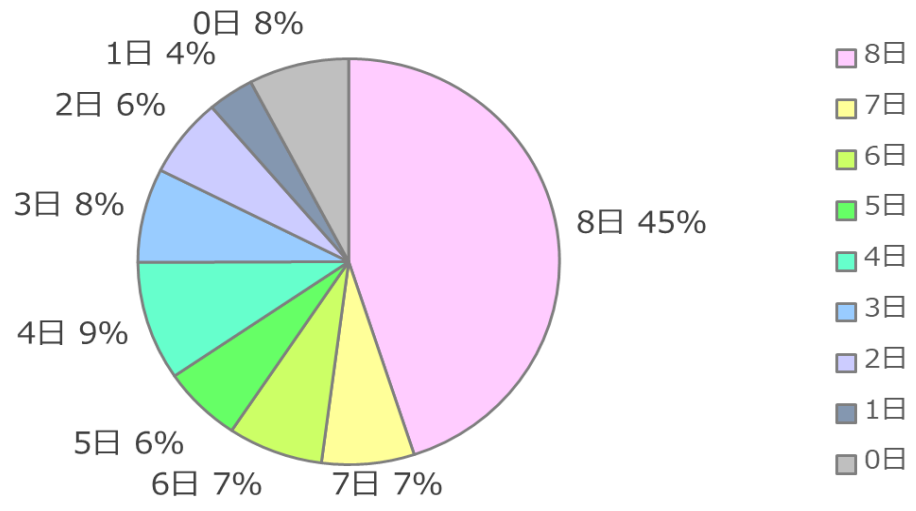
【説明欄】

令和6年度中に全職員の正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間の一月当たりの平均は、21.1時間、令和7年度中の平均は、27.8時間。
 ※少数点以下第二位四捨五入

VI 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況

R7年度中

出産補助休暇・育児参加休暇の合計取得日数の分布状況



- 出産補助休暇：配偶者の出産にあたり、入退院・出産時の付添い、子の出生の届出等のため取得可能な休暇（3日間取得可能）
- 育児参加休暇：配偶者の産前6週から子の1歳の誕生日の前日までに、出産に係る子又はその上の子（小学校就学前）の養育を行うために取得可能な休暇（5日間取得可能）

平均	R5	R6	R7
取得日	5.8日	5.8日	5.6日